

細則別記様式第 14 号

表

都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書			
栃木県知事		様	
		年 月 日	
		届出者 住 所	
		氏 名	
都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、次のとおり届け出ます。			
1	届出者の職業 (法人にあつては、業務内容)		
2 届出を する 土地	所 在 及 び 地 番		
	地 目 及 び 地 積	地 目	地 積 m ²
		農地転用許可番号	年 月 日 第 号
3	使 用 目 的	自己の居住用、自己の業務用()	
4	権利の種類及び内容	所有権、所有権以外の権利() 内容()	
5	工事着手及び完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日	
6	備 考		
※裏面をよく読んで記入してください。			

裏

<p>[記入上の注意]</p> <p>1 欄 内容を具体的に記入すること(自己用の住宅を建築する場合は、書く必要はありません。)</p> <p>2 欄 届出の土地が農地又は採草放牧地であった場合は、農地転用許可年月日、番号を記入すること。</p> <p>3 欄 該当項目を○でかこみ、業務用の場合は、その内容を()内に具体的に書くこと。</p> <p>4 欄 該当項目を○でかこみ、所有権以外の権利の場合は、()内にその権利の名称を記入すること。 また、内容については、権利の取得年月日、所有権以外の権利の場合には、土地所有者の住所氏名についても記入すること。</p> <p>[注意]</p> <p>1 この届出によって都市計画法による開発行為(土地造成等)の許可又は建築の許可を受けたことにはなりません。 したがって、開発行為又は建物を建築しようとする前に開発行為許可申請又は建築物の新築等の許可申請をしてください。</p> <p>2 この許可を受ける際には、区域区分決定の日までに表記の権利を有していたことを証する書類が必要です。</p> <p>3 区域区分決定の日から5年以内に開発行為又は建築行為をしなれば、建築物が建てられなくなります。</p>
